

神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業に係る覚書
(案)

神戸市（以下、「甲」という。）と●●（以下、「乙」という。）との間で、次の条項により、神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業（以下、「本事業」とする。）に関する覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

第1条 利用料金

- 1. 本事業における利用料金は、1名あたり、月額●円（税込）とする。
- 2. このほか利用料金に関しては、別紙「仕様書」の「5. 事業内容」に定めるとおりとする。

第2条 実施期間

本事業の実施期間は2027年1月●日から2029年12月31日までとする。

第3条 紙おむつ等の規格

本事業について乙が提供する紙おむつとおしりふき（以下、「紙おむつ等」とする。）のメーカー、ブランド、サイズ及びタイプは次のとおりとする。

記載例)

品物	メーカー	ブランド	サイズ	タイプ
紙おむつ	A社	〇〇	S	パンツタイプ
			M	テープタイプ
			L	テープタイプ
			XL	テープタイプ
おしりふき	A社	〇〇	—	—

第4条 覚書の解除

甲は、乙が本事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、直ちに本覚書を解除することができる。

第5条 遵守事項

- 1. 乙は、本事業の実施に際して知り得たすべての機密を他に漏らしてはならない。本覚書の締結期間終了及び解除後も、同様とする。
- 2. 乙は、本事業の実施にあたり個人情報を取り扱う場合に、法令及び本市の別紙「神戸

市情報セキュリティポリシー」及び別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守しなければならない。

3. 乙は、本事業の目的以外で個人情報を利用してはならない。
4. 乙は、本覚書の締結にあたり、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号の暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを確認する。
5. 前項の規定にかかわらず、乙が暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明した場合には、甲は乙に対して本覚書の解除を行うことができる。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

印

乙

印